

徳島県告示第五百四十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 四・メチル・一・フェニル・二・（ピロリジン・一・イル）ペンタン・一・オン（通称 一・P i H P又は 一・P H i P）及びその塩類
- 2 化学名 N・一・（ニ・（フラン・二・イル）エチル）ペリジン・四・イル  
一・N・フェニルプロパンアミド（通称 F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l又はF U E F）及びその塩類
- 3 化学名 二・（二、五・ジメトキシ・四・メチルフェニル）・二・メトキシエタンアミン（通称 B O D又は 一・M E T H O X Y・二C・D）及びその塩類
- 4 化学名 N・フェニル・N・「一・（ニ・フェニルエチル）ペリジン・四・イル」  
「一・ニ・メチルプロパンアミド（通称 I s o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- 5 化学名 「一・（シクロヘキシルメチル）・一H・インドール・三・イル」（四・メトキシナフタレン・一・イル）メタノン（通称 C H M・〇八一）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和二年九月二日